

# 倉敷市立二万小学校ホームページ公開ガイドライン

倉敷市立二万小学校では、本校のホームページを公開するにあたり、適正な学校ホームページの運用が行えるようにするために、次のようなガイドラインを設定する。

## 1 ホームページ公開の目的

- (1) 学校情報を公開することで社会のニーズである「開かれた学校づくり」「情報の公開」等に対応するため。
- (2) 教育活動の資産を蓄積するため。
- (3) 児童・教職員による情報発信及びコンピューター・リテラシー向上をはかるため。

## 2 ホームページの管理

ホームページの管理の責任者は学校長とし、具体的な管理運営担当者は学校長から任命された教職員がその任に当たる。

## 3 ホームページ委員会

- (1) 学校長の管理の下に「情報教育・ホームページ委員会」を組織する。
- (2) 情報教育・ホームページ委員会は、校長、教頭、教務、管理運営担当者、情報教育主任で構成する。
- (3) ホームページの大幅な改変やガイドラインの変更を行う時、またガイドライン違反等の問題があった時、及びインターネット活用やホームページ作成等について、協議・チェックを行う。

## 4 ホームページの作成者

- (1) 本校に在籍する教職員・児童。
- (2) 児童が作成するページについては、当該ページの作成担当者（学級担任、クラブ担当者等）が指導する。その際、著作権などの知的所有権の侵害や他者への誹謗中傷、個人情報の管理等に十分に留意する。
- (3) 教職員がホームページを作成する場合は、その内容について、本ガイドラインに基づいて管理者及び管理運営担当者が指導する。

## 5 関係法令等の遵守

- (1) 作成にあたり、著作権・知的所有権・肖像権等の保護に関する法令等に違反しないこと。
- (2) 「倉敷教育ネット利用のガイドライン」他、県・市等のガイドラインを遵守すること。

## 6 個人情報の保護

- (1) 児童の氏名については、特別に保護者の同意を得た場合を除き非公開とする。
- (2) 児童の住所、電話番号、生年月日、趣味・特技、その他の個人情報は、いかなる場合においても非公開とする。
- (3) 児童の写真を使う場合は、原則として複数が写った写真とする等、個人が特定できないようにする。
- (4) 児童の作品等を公開する場合は、児童及び保護者の了解を得るとともに、その作品等には著作権があることを主張する。
- (5) 児童の写真及び作品等の画像は、320ピクセル×320ピクセル以内の大きさにリサイズして使用する。

## 7 公開する情報

ホームページで公開する情報は、学校の概要、校内の主な行事予定、学校・学年の行事・学習の様子、絵や工作・作文・習字など児童の作品、地域やPTA活動の様子、不審者情報などの緊急連絡などとする。

## 8 ホームページの構成

トップページ … 学校名, カウンター

- 本校の教育 … 学校教育目標, めざす児童像, 指導の重点, 研究主題
- 学区の概要 … 学区の様子, 学区の歴史
- 沿革 … 学校の沿革概要
- 施設 … 学校の施設
- 校旗・校歌 … 校旗, 校章, 校歌
- 児童数 … 学級数と児童数
- 校内研究 … 校内研究
- 行事予定 … 毎月の主な校内行事予定, 年間予定
- 二万日記 … 全校行事, 各学年の活動の様子
- お知らせ … いろいろなお知らせ (特別警報・警報発令時の措置, 倉敷eこねつとの登録, いじめ問題対策基本方針, 学校自己評価報告書など)
- アクセス … 二万小学校へのアクセス
- お問い合わせ … 所在地, 電話番号, FAX 番号, E メールアドレス
- リンク … 給食情報サイト, わたぼうし, 倉敷市学校園紹介, 岡山県警察くらしの安全 WebMap, 天気情報, グレクティ, 事例で学ぶNetモラル, e-ネク「e-Security Net」, 倉敷市の教育 など

## 9 ホームページの公開

ホームページ作成後, その内容を管理者及び管理運営担当者が確認し, 内容が適正であることを管理者が承認した場合に, サーバーにアップロードし, 公開する。

## 10 日常の管理

日常の管理は, 管理運営担当者が行い, ホームページの内容について, 本ガイドラインに違反するものがあつた場合は, 直ちに削除を行い, ホームページの適正化を図る。

## 11 非常時の対応

本ホームページに問題が生じた場合は, 管理責任者である学校長及び管理運営担当者が協議し, 適切な措置を行うとともに, 関係機関への連絡を行う。

## 12 その他

- (1) このガイドラインは平成27年6月から実施する。
- (2) 本校ホームページはリンクフリーとし, リンクの際連絡承諾は必要ないものとする。